平成２５年（フ）第１３４号
京都市北区紫野宮西町16番地
債務者　株式会社京宝
代表者代表取締役　滝岡　義雄
1　決定年月日時　平成25年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉川　哲朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月６日午後２時
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第２６１号
堺市中区深井畑山町2634番地３
債務者　有限会社スリーエス商会
代表者取締役　佐々木信一
1　決定年月日時　平成25年４月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大井　　理
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月22日午前10時30分
大阪地方裁判所堺支部破産係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第２２号
香川県善通寺市文京町１丁目３番11号
債務者　福本　隆裕
1　決定年月日時　平成25年４月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山崎壮太郎
4　破産債権の届出期間　平成25年５月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月５日午前10時10分
6　免責意見申述期間　平成25年５月31日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２５年（フ）第２３号
香川県善通寺市文京町１丁目３番11号
債務者　福本　陽子
1　決定年月日時　平成25年４月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山崎壮太郎
4　破産債権の届出期間　平成25年５月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月５日午前10時10分
6　免責意見申述期間　平成25年５月31日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２５年（フ）第２４号
香川県善通寺市木徳町1182番地１
債務者　前谷　聖二
1　決定年月日時　平成25年４月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　神原　太一
4　破産債権の届出期間　平成25年５月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月５日午前10時20分
6　免責意見申述期間　平成25年５月31日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２５年（フ）第６６号
三重県伊勢市勢田町656番地134
債務者　籔谷恵美子
1　決定年月日時　平成25年４月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村瀬　勝彦
4　破産債権の届出期間　平成25年５月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月10日午後３時
6　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで
津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１０６号
岡山県笠岡市笠岡5946番地３
債務者　關藤　篤志
1　決定年月日時　平成25年４月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上西　芳樹
4　破産債権の届出期間　平成25年６月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月19日午後２時
6　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１２０号
岡山市南区箕島1092番地５
債務者　只友　　弘
1　決定年月日時　平成25年４月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　秋山　裕史
4　破産債権の届出期間　平成25年６月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月２日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３６２号
愛知県尾張旭市大塚町１丁目７番地４
債務者　龍　　照美
1　決定年月日時　平成25年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　舩野　　徹
4　破産債権の届出期間　平成25年５月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月27日午前11時10分
6　免責意見申述期間　平成25年６月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１２号
青森県北津軽郡中泊町大字薄市字玉清水42番地１
債務者　成田　一憲
1　決定年月日時　平成25年４月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三上　和秀
4　破産債権の届出期間　平成25年５月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月５日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２５年（フ）第２９号
茨城県稲敷郡河内町生板315番地１
債務者　泉　　利治
1　決定年月日時　平成25年４月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　眞鍋　涼介
4　破産債権の届出期間　平成25年５月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月５日午前10時
6　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２５年（フ）第５１５号
愛知県海部郡蟹江町本町７丁目111番地
債務者　佐藤　藤子
1　決定年月日時　平成25年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡辺　慎也
4　破産債権の届出期間　平成25年５月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月９日午前10時15分
6　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２３号
岐阜県不破郡垂井町新井722番地の16
債務者　高村　由美
1　決定年月日時　平成25年４月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浅井　直美
4　破産債権の届出期間　平成25年６月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月３日午前10時
6　免責意見申述期間　平成25年６月26日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２５年（フ）第４９６号
名古屋市北区米が瀬町４番地の１
債務者　水谷　好雄
1　決定年月日時　平成25年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　春馬　　学
4　破産債権の届出期間　平成25年５月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月10日午後２時10分
6　免責意見申述期間　平成25年６月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第６１０号
北海道浦河郡浦河町浜町33番地
債務者　山岸　和男
1　決定年月日時　平成25年４月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　實重　洋祐
4　破産債権の届出期間　平成25年５月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月４日午前10時
6　免責意見申述期間　平成25年６月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部